

記者発表資料

発表日：平成22年4月28日

桜島直轄砂防区域内における災害時等応急対策工事 （無人化施工）の協定会社の公告について

<目的>

大隅河川国道事務所が管理しています桜島の直轄砂防区間において、桜島の噴火により土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、河道内に堆積した土砂の撤去など緊急に応急対策工事を実施するためには、建設会社の協力が必要不可欠です。

このため、災害に備え事前に協力体制を構築するため、下記のとおり災害時等に応急対策工事（無人化施工）の協力協定をしていただく会社の公告を行うこととしました。

（公告期間：4月28日（水）～5月14日（金）まで）

※ホームページ <http://www.qsr.mlit.go.jp/osumi>

記

（主な内容）

- ・桜島における無人化施工による応急対策工事（除石工事等）

※ この協定における「無人化施工」とは、下記の①から③の条件を満足するものとしています。

- ① 100m以上離れた距離から、モニター画面だけを見ながら遠隔操作により、掘削、積込、運搬が出来ること。
- ② 100m以上離れた距離から、モニター画面だけを見ながら遠隔操作により、直径2～3m程度の転石が破碎できること。
- ③ 外囲条件として、一時的に温度100℃、湿度100%程度の状況においても運転が可能なこと。

記者発表に関する問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

鹿児島県肝付郡肝付町新富1013-1

電話（0994）65-2991

工務第二課長 高橋 英一（内線321）

公 告

(桜島直轄砂防区域内における災害時等応急対策工事（無人化施工） に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成22年 4月28日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 武士 俊也

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防区間において、土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に応急対策工事（無人化施工）を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

なお、この協定での「無人化施工」とは、下記の①から③の条件を満足するものとします。

- ① 100m 以上離れた距離から、モニター画面だけを見ながら遠隔操作により、掘削、積込、運搬が出来ること。
- ② 100m 以上離れた距離から、モニター画面だけを見ながら遠隔操作により、直径2～3m 程度の転石が破碎できること。
- ③ 外囲条件として、一時的に温度 100℃、湿度 100%程度の状況においても運転が可能なこと。

(2) 基本協定河川

基本協定締結河川は表－1 のとおりであり、基本協定を締結するものとする。

(表－1) 基本協定締結河川

野尻川 春松川 持木川 第二古里川 第一古里川 有村川 黒神川 金床川
引ノ平川 古河良川 長谷川

(3) 協定期間 平成22年 6月 1日（予定） ～ 平成23年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況を総合的に評価して協定締結業者（5社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における、一般土木工事に係る(A～C)等級の有資格業者の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申

立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。ただし、資料提出時点において、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における、一般土木工事に係る（A～C）等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。）

- （3）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （4）経常建設共同企業体にあつては、平成21年4月1日から九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る（A～C）等級の有資格業者（平成22年度現在のランクが（A～C）ランクであれば可）の認定を現在まで継続して受けていること及び平成23年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。
なお、経常建設共同企業体が平成22年4月1日から現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。
また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- （5）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （6）協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （7）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

（1）担当部局

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町1013-1（電話 0994-65-2991）
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所
担当：工務第二課長 高橋 英一（内線321）
砂防工務係長 時任 勝宏（内線322）

（2）技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成22年 4月28日（水）から平成22年 5月14日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 3階 工務第二課内
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

（3）協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成22年 4月30日（金）から平成22年 5月14日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記5.（1）②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

別紙ー1

(桜島直轄砂防施工区域における応急対策工事(無人化施工)に関する基本協定)

